

第二十六回国会
衆議院

内閣委員会地方行政委員会連合審査会議録第一号

昭和三十一年四月十六日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 相川 勝六君

理事 大平 正芳君 理事 床次 徳二君

理事 福井 順一君 理事 山本 正一君

理事 石橋 政嗣君

大坪 保雄君 北 吟吉君

田村 元君 辻 政信君

眞崎 勝次君 栗山 博君

西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君

井手 以誠君 稻村 隆一君

西村 力弥君

地方行政委員会

委員長 門司 亮君

理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君

理事 水田 亮一君 理事 山中 貞則君

理事 吉田 重延君 理事 川村 義義君

理事 中井徳次郎君

唐澤 俊樹君 川崎末五郎君

額田 彌三君 渡邊 良夫君

今村 等君 加賀田 進君

北山 愛郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

國務大臣 松浦周太郎君

國務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官(事務総局給与局長) 瀧本 忠男君

總理府事務官(内閣總理大臣官房公務員制度調査室長) 大山 正君

總理府事務官(自治庁財政部長) 小林興三三君

大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君

委員外の出席者

内閣委員会専門員 安倍 三郎君

地方行政委員会専門員 円地幸四松君

本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

〔相川内閣委員長委員長席に着く〕

○相川委員長 これより内閣委員会地方行政委員会連合審査会を開会いたします。

私が法律案の所管の委員長でありますので、先例によりまして委員長の職務を行います。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。中井徳次郎君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「職務の級を」職務の等級に、「同一級内」を「同一等級内」に改める。

第五条第一項前段を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 俸給表の種類は、左に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 行政職俸給表(別表第一)
イ 行政職俸給表(イ)
ロ 行政職俸給表(ロ)

二 税務職俸給表(別表第二)

三 公安職俸給表(別表第三)

イ 公安職俸給表(イ)

ロ 公安職俸給表(ロ)

四 海事職俸給表(別表第四)

イ 海事職俸給表(イ)

ロ 海事職俸給表(ロ)

五 教育職俸給表(別表第五)

イ 教育職俸給表(イ)

ロ 教育職俸給表(ロ)

ハ 教育職俸給表(ハ)

六 研究職俸給表(別表第六)

イ 医療職俸給表(イ)

ロ 医療職俸給表(ロ)

ハ 医療職俸給表(ハ)

ニ 技能労働職俸給表(別表第八)

イ 技能労働職俸給表(イ)

ロ 技能労働職俸給表(ロ)

2 前項の俸給表(以下単に「俸給表」という。)は、第二十二条及び附

則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第六条の二中「十五級に格付される官職及び教育職員別俸給表の十二級に格付される官職」を「行政職俸給表(イ)、教育職俸給表(イ)、研究職俸給表及び医療職俸給表(イ)の等級の官職に、「職員の俸給は、」を「職員の俸給月額は、第八条の規定にかかわらず、」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、職員がその属する職務の等級の最高の号俸を受けるに至つた時から長期間を経過したときは、その最高の号俸をこえる俸給月額を定めることができる。

第八条第八項を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「職務の級を」を「職務の等級に、」その俸給月額を受けた期間が長期にわたるもの、」を、その俸給月額を受けるに至つた時から三十六月(技能労働職俸給表の適用を受ける職員にあつては、二十四月)を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、」に、

「一般職の職員の給与に関する法律

の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)附則別表の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、」を「人事院規則の定めるところにより、」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第一項、第二項及び第四項を削り、同条第三項中「法令の趣旨に従ひ、」の下に、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するよう、」を加え、「職務の級を」を「職務の等級に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の五項を加える。

2 職員の職務の等級は、前項の職員の職務の等級ごとの定数の範囲内で、且つ、人事院規則で定める基準に従ひ決定する。

3 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従ひ決定する。

4 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合又は一の官職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則の定めるところにより決定する。

5 前二項の規定により号俸を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、そ

の者の属する職務の等級における最高の号俸をこえて俸給月額を決定することができる。

6 職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、その号俸について俸給表に掲げる昇給期間を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができる。但し、第三項又は第四項の規定により号俸が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その昇給期間を短縮することができる。

第九条第一項中「俸給月額」を、俸給の月額に改める。

第十条を次のように改める。

(俸給の調整額)

第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に對し適當でないことを認めるときは、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。

第十条の二中「第六条に規定する俸給表に掲げられている俸給額」を「俸給月額」に改める。

第十二条第三項中「別表第七」を「別表第九」に改める。

別表第七を別表第九とし、別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1	57,600	42,200	12	30,300	20,300	12	13,300	12	9,200	5,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2	60,000	44,400	12	32,000	21,400	12	14,300	12	9,800	6,000	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3	62,400	46,600	12	33,700	22,600	12	15,300	12	10,600	6,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
4	64,800	48,800	12	35,400	23,800	12	16,300	12	11,400	6,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
5	67,200	51,000	12	37,100	25,000	12	17,300	12	12,300	7,400	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
6	69,600	53,200	12	38,800	26,200	12	18,300	12	13,300	8,000	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
7	72,000	55,400	15	40,500	27,500	12	19,300	12	14,300	8,600	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
8		57,600	18	42,200	28,900	12	20,300	12	15,300	9,200	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
9		60,000	21	44,400	30,300	12	21,400	12	16,300	9,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
10		62,400	24	46,600	32,000	15	22,600	15	17,300	10,600	15	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
11		64,800		48,800	33,700	15	23,800	15	18,300	11,400	18	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
12				51,000	35,400	18	25,000	18	19,300	12,300	18	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13					37,100	21	26,200	21	20,300	13,300	21	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
14					38,800	24	27,500	24	21,400	14,300	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
15					40,500		28,900		22,600	15,300		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
16							30,300					12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1	37,100	30,300	12	20,300	15,300	12	11,400	12	9,200	5,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2	38,800	32,000	12	21,400	16,300	12	12,300	12	9,800	6,000	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3	40,500	33,700	12	22,600	17,300	12	13,300	12	10,600	6,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
4	42,200	35,400	15	23,800	18,300	12	14,300	12	11,400	6,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
5	44,400	37,100	18	25,000	19,300	12	15,300	12	12,300	7,400	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
6	46,600	38,800	21	26,200	20,300	12	16,300	12	13,300	8,000	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
7	48,800	40,500	24	27,500	21,400	12	17,300	12	14,300	8,600	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
8	51,000	42,200		28,900	22,600	15	18,300	12	15,300	9,200	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
9		44,400	24	30,300	23,800	15	19,300	15	16,300	9,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
10		46,600		32,000	25,000	15	20,300	15	17,300	10,600	15	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
11				33,700	26,200	18	21,400	18	18,300	11,400	18	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
12				35,400	27,500	21	22,600	21	19,300	12,300	21	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13				37,100	28,900	24	23,800	24	20,300	13,300	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
14				38,800	30,300		25,000		21,400	14,300		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
15				40,500			22,600		22,600	15,300		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

備考 この表は、府、省、庁及び委員会の地方支分部局等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

号俸	職 務 の 等 級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
		俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間
1			37,100	12		30,300	12		22,600	12		17,300	12		13,300	12		10,600	12		6,400	12
2			38,800	12		32,000	12		23,800	12		18,300	12		14,300	12		11,400	12		7,000	12
3			40,500	12		33,700	12		25,000	12		19,300	12		15,300	12		12,300	12		7,600	12
4			42,200	15		35,400	12		26,200	12		20,300	12		16,300	12		13,300	12		8,200	12
5			44,400	18		37,100	15		27,500	12		21,400	12		17,300	12		14,300	12		8,800	12
6			46,600	21		38,800	18		28,900	12		22,600	12		18,300	12		15,300	12		9,400	12
7			48,800	24		40,500	18		30,300	12		23,800	12		19,300	12		16,300	12		10,000	12
8			51,000			42,200	24		32,000	15		25,000	15		20,300	12		17,300	12		10,600	12
9						44,400	24		33,700	15		26,200	15		21,400	15		18,300	12		11,400	12
10						46,600			35,400	18		27,500	15		22,600	15		19,300	15		12,300	15
11									37,100	21		28,900	18		23,800	18		20,300	18		13,300	18
12									38,800	24		30,300	21		25,000	18		21,400	18		14,300	21
13									40,500			32,000	24		26,200	21		22,600	21		15,300	24
14												33,700			27,500	24		23,800	24		16,300	
15															28,900			25,000				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

号俸	職 務 の 等 級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級									
		俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間	俸 月	給 額	昇給 期間							
1		円	37,100	月	12	円	30,300	月	12	円	22,600	月	12	円	15,300	月	12	円	10,600	月	12	円	8,600	月	12	円	7,100	月	12
2			38,800		12		32,000		12		23,800		12		16,300		12		11,400		12		9,200		12		7,600		12
3			40,500		12		33,700		12		25,000		12		17,300		12		12,300		12		9,800		12		8,100		12
4			42,200		15		35,400		12		26,200		12		18,300		12		13,300		12		10,600		12		8,600		12
5			44,400		18		37,100		15		27,500		12		19,300		12		14,300		12		11,400		12		9,200		12
6			46,600		21		38,800		18		28,900		12		20,300		12		15,300		12		12,300		12		9,800		12
7			48,800		24		40,500		18		30,300		12		21,400		12		16,300		12		13,300		12		10,600		12
8			51,000				42,200		24		32,000		15		22,600		12		17,300		12		14,300		12		11,400		12
9							44,400		24		33,700		15		23,800		12		18,300		12		15,300		12		12,300		12
10							46,600				35,400		18		25,000		15		19,300		15		16,300		12		13,300		12
11											37,100		21		26,200		15		20,300		15		17,300		12		14,300		12
12											38,800		24		27,500		15		21,400		18		18,300		15		15,300		12
13											40,500				28,900		18		22,600		18		19,300		15		16,300		12
14															30,300		21		23,800		21		20,300		18		17,300		12
15															32,000		24		25,000		21		21,400		18		18,300		15
16														33,700				26,200		24		22,600		21		19,300		15	
17																		27,500		24		23,800		21		20,300		18	
18																		28,900				25,000		24		21,400		21	
19																						26,200		24		22,600		24	
20																						27,500				23,800		21	
21																										25,000		24	
22																										26,200			

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で、人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職の 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級		8 等 級	
	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1	37,100	12	30,300	12	22,600	12	17,300	12	13,300	12	10,600	12	6,800	12	5,600	12
2	38,800	12	32,000	12	23,800	12	18,300	12	14,300	12	11,400	12	7,400	12	5,800	12
3	40,500	12	33,700	12	25,000	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,000	12	6,000	12
4	42,200	15	35,400	12	26,200	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,600	12	6,300	12
5	44,400	18	37,100	15	27,500	12	21,400	12	17,300	12	14,300	12	9,200	12	6,800	12
6	46,600	21	38,800	18	28,900	12	22,600	12	18,300	12	15,300	12	9,800	12	7,400	12
7	48,800	24	40,500	18	30,300	12	23,800	12	19,300	12	16,300	12	10,600	12	8,000	12
8	51,000		42,200	24	32,000	15	25,000	15	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,600	12
9			44,400	24	33,700	15	26,200	15	21,400	15	18,300	15	12,300	12	9,200	12
10			46,600		35,400	18	27,500	15	22,600	15	19,300	15	13,300	15	9,800	12
11					37,100	21	28,900	18	23,800	18	20,300	18	14,300	15	10,600	12
12					38,800	24	30,300	21	25,000	18	21,400	18	15,300	15	11,400	12
13					40,500		32,000	24	26,200	21	22,600	21	16,300	15	12,300	15
14							33,700		27,500	21	23,800	21	17,300	18	13,300	18
15							35,400		28,900	24	25,000	24	18,300	18	14,300	18
16									30,300		26,200	24	19,300	18	15,300	21
17											27,500		20,300	21	16,300	21
18													21,400	24	17,300	24
19													22,600	24	18,300	24
20													23,800		19,300	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職の 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1	32,600	12	22,800	12	16,800	12	11,800	12	7,400	12
2	34,200	12	24,200	12	18,000	12	12,800	12	8,000	12
3	35,800	12	25,600	12	19,200	12	13,800	12	8,600	12
4	37,400	12	27,000	12	20,400	12	14,800	12	9,200	12
5	39,000	12	28,400	12	21,600	12	15,800	12	10,000	12
6	40,600	12	29,800	12	22,800	12	16,800	12	10,800	12
7	42,200	12	31,200	12	24,200	12	18,000	12	11,800	12
8	43,800	12	32,600	12	25,600	12	19,200	15	12,800	12
9	45,400	15	34,200	12	27,000	15	20,400	15	13,800	15
10	47,000	18	35,800	15	28,400	15	21,600	15	14,800	15
11	48,600	21	37,400	15	29,800	15	22,800	18	15,800	15
12	50,200	24	39,000	18	31,200	18	24,200	18	16,800	18
13	51,800	24	40,600	21	32,600	21	25,600	18	18,000	18
14	53,400		42,200	24	34,200	24	27,000	21	19,200	18
15			43,800		35,800		28,400	24	20,400	18
16							29,800		21,600	18
17									22,800	21
18									24,200	24
19									25,600	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職の 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸 給 月 額	昇 給 期	給 付 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 付 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 付 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 付 間
1	16,800	12	12	11,800	12	12	8,200	12	12	5,600	12	12
2	17,800	12	12	12,800	12	12	8,800	12	12	5,800	12	12
3	18,800	12	12	13,800	12	12	9,400	12	12	6,100	12	12
4	19,800	12	12	14,800	12	12	10,200	12	12	6,500	12	12
5	20,800	12	12	15,800	12	12	11,000	12	12	7,000	12	12
6	21,800	15	15	16,800	12	12	11,800	12	12	7,600	12	12
7	22,800	15	15	17,800	12	12	12,800	12	12	8,200	12	12
8	23,800	15	15	18,800	12	12	13,800	12	12	8,800	12	12
9	24,800	15	15	19,800	15	15	14,800	15	15	9,400	12	12
10	25,800	18	18	20,800	15	15	15,800	15	15	10,200	12	12
11	26,800	18	18	21,800	15	15	16,800	15	15	11,000	12	12
12	27,800	18	18	22,800	18	18	17,800	18	18	11,800	15	15
13	28,800	18	18	23,800	18	18	18,800	18	18	12,800	15	15
14	29,800	18	18	24,800	18	18	19,800	18	18	13,800	15	15
15	30,800	21	21	25,800	21	21	20,800	18	18	14,800	15	15
16	31,800	21	21	26,800	21	21	21,800	21	21	15,800	18	18
17	32,800	24	24	27,800	24	24	22,800	21	21	16,800	21	21
18	33,800	24	24	28,800	24	24	23,800	24	24	17,800	21	21
19	34,800			29,800			24,800	24	24	18,800	24	24
20							25,800			19,800	24	24
21										20,800		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職の 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	俸 給 月 額	昇 給 期	給 付 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 付 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 付 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 付 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 付 間	俸 給 月 額	昇 給 期	給 付 間
1	57,600	12	12	30,000	12	12	19,400	12	12	15,800	12	12	9,800	12	12	7,400	12	12
2	60,000	12	12	31,600	12	12	20,800	12	12	17,000	12	12	10,800	12	12	8,000	12	12
3	62,400	12	12	33,200	12	12	22,200	12	12	18,200	12	12	11,800	12	12	8,600	12	12
4	64,800	12	12	34,800	12	12	23,600	12	12	19,400	12	12	12,800	12	12	9,200	12	12
5	67,200	12	12	36,400	12	12	25,200	12	12	20,800	12	12	13,800	12	12	9,800	12	12
6	69,600	12	12	38,000	12	12	26,800	12	12	22,200	12	12	14,800	12	12	10,800	12	12
7	72,000	12	12	39,600	12	12	28,400	12	12	23,600	15	15	15,800	15	15	11,800	12	12
8		12	12	41,200	12	12	30,000	12	12	25,200	15	15	17,000	15	15	12,800	12	12
9		12	12	42,800	12	12	31,600	12	12	26,800	15	15	18,200	15	15	13,800	12	12
10		12	12	44,400	12	12	33,200	15	15	28,400	15	15	19,400	15	15	14,800	12	12
11		12	12	46,000	12	12	34,800	15	15	30,000	15	15	20,800	15	15	15,800	15	15
12		15	15	47,600	15	15	36,400	15	15	31,600	15	15	22,200	15	15	17,000	15	15
13		15	15	49,200	15	15	38,000	15	15	33,200	15	15	23,600	18	18	18,200	15	15
14		15	15	51,600	15	15	39,600	15	15	34,800	15	15	25,200	18	18	19,400	18	18
15		15	15	53,600	15	15	41,200	15	15	36,400	15	15	26,800	18	18	20,800	18	18
16		15	15	55,600	15	15	42,800	18	18	38,000	15	15	28,400	18	18	22,200	18	18
17		18	18	57,600	18	18	44,400	21	21	39,600	15	15	30,000	21	21	23,600	21	21
18		21	21	60,000	21	21	46,000	21	21	41,200	18	18	31,600	21	21	25,200	21	21
19		24	24	62,400	24	24	47,600	24	24	42,800	21	21	33,200	24	24	26,800	24	24
20				64,800			49,600			44,400	24	24	34,800	24	24	28,400	24	24
21										46,000	24	24	36,400			30,000		
22										47,600								

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授のみに適用する。

(三) 大学院を置く大学の教授については、2等級の13号俸、14号俸、15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ 教育職俸給表(二)

職務 号	の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		25,800	12	9,800	12	6,300	12
2		27,000	12	10,800	12	6,800	12
3		28,200	12	11,800	12	7,400	12
4		29,400	12	12,800	12	8,000	12
5		30,600	12	13,800	12	8,600	12
6		31,800	12	14,800	12	9,200	12
7		32,300	12	15,800	12	9,800	12
8		34,800	12	16,800	12	10,800	12
9		36,300	12	17,800	12	11,800	12
10		37,800	12	18,800	12	12,800	12
11		39,300	12	19,800	12	13,800	12
12		40,800	12	20,800	12	14,800	12
13		42,300	12	21,800	12	15,800	12
14		43,800	15	22,800	12	16,800	12
15		45,300	15	23,800	12	17,800	12
16		46,800	18	24,800	12	18,800	12
17		48,300	21	25,800	12	19,800	15
18		49,800	21	27,000	12	20,800	15
19		51,300	24	28,200	12	21,800	15
20		52,800		29,400	12	22,800	18
21				30,600	12	23,800	18
22				31,800	15	24,800	18
23				33,300	15	25,800	24
24				34,800	15	27,000	24
25				36,300	15	28,200	
26				37,800	15		
27				39,300	15		
28				40,800	18		
29				42,300	21		
30				43,800	21		
31				45,300	24		
32				46,800			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職 号	の 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		20,300	12	8,000	12	6,300	12
2		21,300	12	8,600	12	6,800	12
3		22,300	12	9,200	12	7,400	12
4		23,300	12	9,800	12	8,000	12
5		24,300	12	10,600	12	8,600	12
6		25,300	12	11,400	12	9,200	12
7		26,400	12	12,300	12	9,800	12
8		27,600	12	13,300	12	10,600	12
9		28,800	12	14,300	12	11,400	12
10		30,000	12	15,300	12	12,300	12
11		31,200	12	16,300	12	13,300	12
12		32,400	12	17,300	12	14,300	12
13		33,600	12	18,300	12	15,300	12
14		34,800	12	19,300	12	16,300	15
15		36,000	12	20,300	12	17,300	15
16		37,200	15	21,300	12	18,300	18
17		38,700	15	22,300	12	19,300	18
18		40,200	15	23,300	12	20,300	21
19		41,700	18	24,300	12	21,300	21
20		43,200	21	25,300	12	22,300	24
21		44,700	21	26,400	15	23,300	
22		46,200	24	27,600	15		
23		47,700		28,800	15		
24				30,000	15		
25				31,200	15		
26				32,400	15		
27				33,600	15		
28				34,800	15		
29				36,000	18		
30				37,200	21		
31				38,700	21		
32				40,200	24		
33				41,700			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

号俸	職 務 等 級	1 等 級				2 等 級				3 等 級				4 等 級				5 等 級				6 等 級				7 等 級			
		俸 月	給 額	昇 給 期	給 間	俸 月	給 額	昇 給 期	給 間	俸 月	給 額	昇 給 期	給 間	俸 月	給 額	昇 給 期	給 間	俸 月	給 額	昇 給 期	給 間	俸 月	給 額	昇 給 期	給 間	俸 月	給 額	昇 給 期	給 間
1			57,600		12		37,100		12		26,200		12		18,300		12		10,600		12		9,200		12		5,800		12
2			60,000		12		38,800		12		27,500		12		19,300		12		11,400		12		9,800		12		6,000		12
3			62,400		12		40,500		12		28,900		12		20,300		12		12,300		12		10,600		12		6,300		12
4			64,800		12		42,200		12		30,300		12		21,400		12		13,300		12		11,400		12		6,800		12
5			67,200		12		44,400		12		32,000		12		22,600		12		14,300		12		12,300		12		7,400		12
6			69,600		12		46,600		12		33,700		12		23,800		12		15,300		12		13,300		12		8,000		12
7			72,000		12		48,800		12		35,400		12		25,000		12		16,300		12		14,300		12		8,600		12
8					15		51,000		15		37,100		12		26,200		12		17,300		12		15,300		12		9,200		12
9					18		53,200		18		38,800		12		27,500		12		18,300		12		16,300		12		9,800		12
10					21		55,400		21		40,500		12		28,900		12		19,300		12		17,300		12		10,600		15
11					24		57,600		24		42,200		15		30,300		12		20,300		12		18,300		12		11,400		18
12							60,000				44,400		18		32,000		15		21,400		12		19,300		15		12,300		18
13											46,600		21		33,700		15		22,600		12		20,300		15		13,300		21
14											48,800		24		35,400		15		23,800		12		21,400		18		14,300		24
15											51,000				37,100		18		25,000		12		22,600		18		15,300		
16															38,800		18		26,200		12		23,800		18				
17															40,500		18		27,500		15		25,000		21				
18															42,200		24		28,900		15		26,200		21				
19															44,400		24		30,300		18		27,500		24				
20															46,600				32,000		18		28,900		24				
21																			33,700		21		30,300						
22																			35,400		24								
23																			37,100		24								
24																			38,800										

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

号俸	職 務 等 級	1 等 級				2 等 級				3 等 級				4 等 級				5 等 級			
		俸 月	給 額	昇 給 期	給 間	俸 月	給 額	昇 給 期	給 間	俸 月	給 額	昇 給 期	給 間	俸 月	給 額	昇 給 期	給 間	俸 月	給 額	昇 給 期	給 間
1			57,600		12		38,000		12		26,800		12		18,200		12		10,800		12
2			60,000		12		39,600		12		28,400		12		19,400		12		11,800		12
3			62,400		12		41,200		12		30,000		12		20,800		12		12,800		12
4			64,800		12		42,800		12		31,600		12		22,200		12		13,800		12
5			67,200		12		44,400		12		33,200		12		23,600		12		14,800		12
6			69,600		12		46,000		12		34,800		12		25,200		12		15,800		12
7			72,000		12		47,600		12		36,400		12		26,800		12		17,000		12
8					12		49,600		12		38,000		12		28,400		12		18,200		12
9					15		51,600		15		39,600		15		30,000		12		19,400		12
10					18		53,600		18		41,200		15		31,600		15		20,800		12
11					21		55,600		21		42,800		18		33,200		15		22,200		12
12					24		57,600		24		44,400		18		34,800		15		23,600		15
13							60,000				46,000		18		36,400		15		25,200		15
14											47,600		21		38,000		18		26,800		15
15											49,600		24		39,600		18		28,400		15
16											51,600				41,200		18		30,000		15
17															42,800		21		31,600		15
18															44,400		24		33,200		15
19															46,000				34,800		18
20																			36,400		21
21																			38,000		24
22																			39,600		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	33,700	12	23,800	12	13,300	12	9,200	12	7,400	12	6,000	12
2	35,400	12	25,000	12	14,300	12	9,800	12	8,000	12	6,300	12
3	37,100	12	26,200	12	15,300	12	10,600	12	8,600	12	6,800	12
4	38,800	15	27,500	12	16,300	12	11,400	12	9,200	12	7,400	12
5	40,500	15	28,900	12	17,300	12	12,300	12	9,800	12	8,000	12
6	42,200	18	30,300	12	18,300	12	13,300	12	10,600	12	8,600	12
7	44,400	21	32,000	15	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	15
8	46,600	24	33,700	15	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,800	18
9	48,800	24	35,400	18	21,400	12	16,300	12	13,300	12	10,600	21
10	51,000		37,100	21	22,600	12	17,300	12	14,300	12	11,400	24
11			38,800	24	23,800	15	18,300	12	15,300	12	12,300	
12			40,500	24	25,000	15	19,300	15	16,300	15		
13			42,200		26,200	15	20,300	15	17,300	15		
14					27,500	18	21,400	18	18,300	18		
15					28,900	18	22,600	18	19,300	21		
16					30,300	21	23,800	21	20,300	21		
17					32,000	24	25,000	21	21,400	24		
18					33,700		26,200	24	22,600	24		
19							27,500	24	23,800			
20							28,900					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	18,500	12	13,500	12	8,900	12	6,700	12
2	19,500	12	14,500	12	9,500	12	7,200	12
3	20,500	12	15,500	12	10,200	12	7,700	12
4	21,500	12	16,500	12	11,000	12	8,300	12
5	22,500	12	17,500	12	11,800	12	8,900	12
6	23,500	12	18,500	12	12,600	12	9,500	12
7	24,500	12	19,500	12	13,500	12	10,200	12
8	25,500	15	20,500	12	14,500	12	11,000	15
9	26,700	15	21,500	15	15,500	15	11,800	15
10	27,900	18	22,500	15	16,500	15	12,600	15
11	29,100	18	23,500	18	17,500	18	13,500	18
12	30,300	21	24,500	18	18,500	21	14,500	21
13	31,500	21	25,500	21	19,500	24	15,500	24
14	32,700	24	26,700	21	20,500	24	16,500	24
15	33,900	24	27,900	24	21,500		17,500	
16	35,100		29,100	24				
17			30,300					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 技能労務職俸給表

イ 技能労務職俸給表(一)

職の 等級 号	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	16,300	9	月	11,500	9	月	5,900	9	月	5,100	6	月
2	16,900	9	月	12,100	9	月	6,200	9	月	5,200	6	月
3	17,500	9	月	12,700	9	月	6,500	9	月	5,300	6	月
4	18,100	9	月	13,300	9	月	6,800	9	月	5,400	6	月
5	18,700	9	月	13,900	9	月	7,200	9	月	5,500	6	月
6	19,300	9	月	14,500	9	月	7,700	9	月	5,600	6	月
7	19,900	9	月	15,100	9	月	8,200	9	月	5,700	6	月
8	20,500	9	月	15,700	9	月	8,700	9	月	5,800	6	月
9	21,100	9	月	16,300	9	月	9,200	9	月	5,900	9	月
10	21,700	9	月	16,900	9	月	9,700	9	月	6,200	9	月
11	22,300	12	月	17,500	9	月	10,300	9	月	6,500	9	月
12	22,900	12	月	18,100	9	月	10,900	9	月	6,800	9	月
13	23,500	12	月	18,700	12	月	11,500	9	月	7,200	9	月
14	24,100	12	月	19,300	12	月	12,100	9	月	7,700	9	月
15	24,700	12	月	19,900	12	月	12,700	9	月	8,200	9	月
16	25,300	12	月	20,500	12	月	13,300	9	月	8,700	9	月
17	25,900	15	月	21,100	12	月	13,900	12	月	9,200	12	月
18	26,500	15	月	21,700	12	月	14,500	12	月	9,700	12	月
19	27,100	15	月	22,300	15	月	15,100	12	月	10,300	12	月
20	27,700	15	月	22,900	15	月	15,700	12	月	10,900	12	月
21	28,300	15	月	23,500	15	月	16,300	12	月	11,500	15	月
22	28,900	15	月	24,100	15	月	16,900	12	月	12,100	15	月
23	29,500	15	月	24,700	15	月	17,500	15	月	12,700	15	月
24	30,100	18	月	25,300	18	月	18,100	15	月	13,300	15	月
25	30,700	18	月	25,900	18	月	18,700	15	月	13,900	15	月
26	31,300			26,500			19,300	15	月	14,500	15	月
27							19,900	15	月	15,100	18	月
28							20,500	15	月	15,700	18	月
29							21,100	15	月	16,300		
30							21,700	18	月			
31							22,300	18	月			
32							22,900					

備考 この表は、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 技能労務職俸給表(二)

職の 等級 号	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 月 間	俸 給 月 額	昇 給 月 間	俸 給 月 額	昇 給 月 間	俸 給 月 額	昇 給 月 間
1	9,600	6	7,500	6	5,900	6	5,100	6
2	10,000	6	7,800	6	6,100	6	5,200	6
3	10,400	6	8,100	6	6,300	6	5,300	6
4	10,800	6	8,400	6	6,500	6	5,400	6
5	11,200	6	8,700	6	6,700	6	5,500	6
6	11,600	6	9,000	6	6,900	6	5,600	6
7	12,000	6	9,300	6	7,100	6	5,700	6
8	12,400	6	9,600	6	7,300	6	5,800	6
9	12,800	6	10,000	6	7,500	6	5,900	6
10	13,200	6	10,400	6	7,800	6	6,100	6
11	13,600	9	10,800	9	8,100	6	6,300	9
12	14,000	9	11,200	9	8,400	9	6,500	9
13	14,400	9	11,600	9	8,700	9	6,700	12
14	14,800	9	12,000	9	9,000	9	6,900	12
15	15,200	12	12,400	9	9,300	9	7,100	15
16	15,700	12	12,800	12	9,600	12	7,300	15
17	16,200	12	13,200	12	10,000	12	7,500	18
18	16,700	12	13,600	12	10,400	12	7,800	18
19	17,200	12	14,000	12	10,800	12	8,100	18
20	17,700	12	14,400	12	11,200	12	8,400	
21	18,200	12	14,800	12	11,600	12		
22	18,700	15	15,200	15	12,000	12		
23	19,200	15	15,700	15	12,400	12		
24	19,700	15	16,200	15	12,800	15		
25	20,200	15	16,700	15	13,200	15		
26	20,700	15	17,200	15	13,600	15		
27	21,200	15	17,700	15	14,000	15		
28	21,700	15	18,200	15	14,400	15		
29	22,200	18	18,700	18	14,800	15		
30	22,700	18	19,200	18	15,200	15		
31	23,200	18	19,700	18	15,700	15		
32	23,700		20,200		16,200	15		
33					16,700	15		
34					17,200	18		
35					17,700	18		
36					18,200	18		
37					18,700			

備考 この表は、庁舎の監視その他の庁務に従事する職員及び単純な労務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

- 1 (施行期日)
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 (切替及び切替に伴う措置)
この法律の施行の日(以下「切替日」という。)において切替えらるる職員の俸給月額(以下「切替俸給月額」という。)は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の適用により昭和三十三年三月三十一日においてその者が受けていた俸給月額(改正前の法第六条の規定による特別俸給表の適用を受けていた職員及び改正前の法第十条の規定により俸給の調整額を受けていた職員で人事院の定めるものについて、人事院の定める額。以下「旧俸給月額」という。)に対応する附則別表第一から附則別表第十一までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表(その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。))の別表第一から別表第八までに掲げる俸給表をいう。)に定めるものの属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。
- 3 旧俸給月額が、切替表に期間の定のある旧俸給月額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給月額を受ける期間に満了する期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近下位の額に対応する新俸給月額に達しない額であるときは、その新俸給月額)をその者の切替俸給月額とする。
- 4 前項の規定により切替俸給月額を決定された職員については、その者の切替俸給月額を受ける期間(附則第五項の規定により通算される期間を含む。)が昭和三十三年七月一日までにその者の旧俸給月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。
- 5 改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(その期間がその俸給月額について改正前の法第八条第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間)に三月(切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月)を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。
- 6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基づき切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。
- 7 前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替俸給月額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の法第八条第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。
- 8 旧俸給月額が五万七千円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。
- 9 昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八条第六項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところにより、その者の切替日(附則第四項の規定により俸給月額が決定される職員)については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における昇給については、改正後の法第八条第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。
- 10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の場合、当該号俸に達するまでの昇給については、人事院規則の定めるところによる。
- 11 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十三年六月二十九日までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十日まで決定することができる。この場合において、職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事院の定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する職員については改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)附則別表の新俸給月額の欄に掲げる額の直近上位の額(人事院の定める職員については、人事院の定める額)を、切替日以降において新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者については人事院の定める額を、それぞれ俸給月額とみなして改正後の法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を改正後の法による給与の内払として支給する。
- 12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基く命令に従つて定められたものでなければならぬ。
- 13 改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。
- 14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に必要事項は、人事院規則で定める。(高等部が設置されていない盲学校等に勤務する職員についての暫定措置)
- 15 盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で定める職員については、当分の間、教育職俸給表(二)を適用する。(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)
- 16 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「何級の職務」を「何等級の職務」に、「第六条第二項第一号に規定する一般俸給表」を「第六条第一項第一号に規定する行政職俸給表(一)による当該等級の職務及び行政職俸給表(一)に改める。
第十二条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。
第十六条第一項中「七級」を「五等級」に、「六級」を「六等級」に、「十四級」を「二等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。
第十七条第一項中「七級」を「五等級」に、「六級」を「六等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

第三十二条中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。
第三十三条中「十五級以下十三級以上」を「一等級以下三等級以上」に、「十二級以下七級以上」を「四等級以下六等級以上」に、「六級」を「七等級」に、「十二級以下の」を「四等級以下の」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十四条第一項中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

別表第一の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「七級」を「六等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」を 市 三〇〇円 一、九〇〇円 一、六〇〇円 三〇〇円 を

二等級の職務にある者	市	四〇〇円	二、〇〇〇円	一、六〇〇円	四〇〇円
三等級の職務にある者	市	三〇〇円	一、六〇〇円	一、三〇〇円	三〇〇円

に改め、八級の職務にある者の項を削る。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「七級」を「六等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」を 市 三、二〇〇円 一、八〇〇円 二、〇〇〇円 二、九〇〇円 三、七〇〇円 四、六〇〇円

二等級の職務にある者	市	三、九〇〇円	一、五〇〇円	一、七、五〇〇円	三、七、六〇〇円	三、〇、四〇〇円
三等級の職務にある者	市	三、一〇〇円	一、四〇〇円	一、六、五〇〇円	三、〇、四〇〇円	二、三、三〇〇円

に改め、八級の職務にある者の項を削る。

別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「七級」を「六等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」を 市 一、七〇〇円 一、四〇〇円 五、三〇〇円 五、三〇〇円 二、三〇〇円

二等級の職務にある者	市	一、六〇〇円	一、五〇〇円	五、六〇〇円	五、七〇〇円	五、八〇〇円
三等級の職務にある者	市	一、七〇〇円	一、四〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	二、三〇〇円

改め、八級の職務にある者の項を削る。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「十級」を「五等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」を 市 一〇、〇〇〇円 一、五〇〇円 一、五〇〇円 一、五〇〇円

二等級の職務にある者	市	一、七〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円
三等級の職務にある者	市	一、六〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円

二等級の職務にある者	市	一、七〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円
三等級の職務にある者	市	一、六〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円

に改める。

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」を 市 一、五〇〇円 一、五〇〇円 一、五〇〇円 一、五〇〇円 一、五〇〇円

「九級及び十級の職務にある者」を 市 一、五〇〇円 一、五〇〇円 一、五〇〇円 一、五〇〇円 一、五〇〇円

二等級の職務にある者	市	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円
三等級の職務にある者	市	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円

二等級の職務にある者	市	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円
三等級の職務にある者	市	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円

九級及び十級の職務にある者	市	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円
七級以下の職務にある者	市	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円

二等級の職務にある者	市	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円
三等級の職務にある者	市	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円

五等級の職務にある者	至九〇〇円	至五五〇円	至七〇〇円	一一〇〇〇円— 至二〇〇〇円	至二二〇〇円
六等級以下の職務にある者				至二〇〇〇円	

53,300円	1100,000円	1,000,000円に改める。
21,200円	100,000円	
27,000円		

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

改正後の国家公務員等の旅費に關する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(国家公務員の職階制に関する法律の一部改正)

18 国家公務員の職務制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「級」を「職務の等級」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第三号中「第十條第三項」を削る。

(恩給法の一部改正)

20 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三第一号を次のように改める。

一
削除

一七・〇割ニ五・二、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合 一九・〇割	一九・〇割ニ三・〇三、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合 二〇・〇割	二〇・五割	二〇・五割ニ一・三九、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合 二二・五割
--	--	--------------	--

別表第四号表中

老

二四・〇割	二四・五割	二四・五割 二四・五割三一〇四、四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	二六・五割
-------	-------	--	-------

一七・〇割ニ五二・四〇〇円ト退職當時ノ俸給年額ト差額一六・八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ四四五・二〇〇円ヲ超エ四五六・〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ四四五・二〇〇円ヲ四六〇・八〇〇円ヲ超エ四七二・〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ四七五・二〇〇円ヲ四七五・二〇〇円ヲ超エ四八七・二〇〇円以下ノモノニ在リテハ四八九・六〇〇円ヲ四九四・四〇〇円ヲ超エ五〇七・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ五一・二〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 一九・〇割但シ退職當時ノ俸給年額ガ二九二・八〇〇円ヲ超エ三〇〇・〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ三〇二・四〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 一九・〇割ニ三〇・三六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額ト差額九・六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ二八四・四〇〇円ヲ超エ二九一・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ二九二・八〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 二〇・〇割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一三九・二〇〇円ヲ超エ一四一・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四四・〇〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 二〇・五割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一三四・四〇〇円ヲ超エ一三六・八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三八・〇〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 二〇・五割ニ一三・九二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額ト差額四・八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職當時ノ俸給年額ガ一一五・二〇〇円ヲ超エ一二七・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一五・二〇〇円ヲ一二二・四〇〇円ヲ超エ一二七・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一二三・六〇〇円ヲ一二四・八〇〇円ヲ超エ一二七・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一二九・六〇〇円ヲ超エ一三三・二〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三四・四〇〇円ヲ夫々退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 二二・五割
 二四・〇割但シ退職當時ノ俸給年額ガ一〇四・四〇〇円ヲ超エ一〇五・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一〇六・八〇〇円ヲ退職當時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
 二四・五割

二四・五割二一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、九〇〇円ヲ超エ九一、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ九二、四〇〇円ヲ、九三、六〇〇円ヲ超エ九四、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六、〇〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ超エ九八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九、六〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二六・五割但シ退職当時ノ俸給年額ガ八六、四〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ八八、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

改める。

別表第五号表中

一八・〇割	一五・四割二二・三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合	一四・三割	一四・三割二二・三〇三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合	一五・〇割	一五・〇割	一五・四割	一五・四割二二・三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合	一七・六割	一八・〇割	一八・四割	一八・四割二二・四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合	一九・九割	一九・九割
-------	--	-------	---	-------	-------	-------	--	-------	-------	-------	---	-------	-------

を

一四・三割但シ退職当時ノ俸給年額ガ二九二、八〇〇円ヲ超エ三〇〇、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ三〇二、四〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一四・三割二二・三〇三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ二八四、四〇〇円ヲ超エ二九一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ二九二、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三九、二〇〇円ヲ超エ一四一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四四、〇〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・四割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三四、四〇〇円ヲ超エ一三六、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三八、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・四割二二・三〇三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、一一一、六〇〇円ヲ超エ一一二、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一三、四〇〇円ヲ、一一五、二〇〇円ヲ超エ一一七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一九、六〇〇円ヲ、一二一、四〇〇円ヲ超エ一二三、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一二九、六〇〇円ヲ、一二四、八〇〇円ヲ超エ一二七、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三三、六〇〇円ヲ、一三六、〇〇〇円ヲ超エ一三九、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四〇、四〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一七・六割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇八、〇〇〇円ヲ超エ一一〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一一、六〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一八・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇四、四〇〇円ヲ超エ一一〇、五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一〇、六、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一八・四割

一八・四割二二・四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、九〇〇円ヲ超エ九一、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ九二、四〇〇円ヲ、九三、六〇〇円ヲ超エ九四、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六、〇〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ超エ九八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九、六〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一九・九割但シ退職当時ノ俸給年額ガ八六、四〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ八八、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

改める。

(恩給法の一部改正に伴う経過規定)

21 この法律の施行前に給与事由の生じた扶助料については、改正後の恩給法別表第四号表及び第五号表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

に

附則別表第一 行政職俸給表(一)、行政職俸給表(二)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の適用を受ける職員(附則別表第二及び附則別表第三の適用を受けるものを除く。)の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円 5,400	円 5,600	月	円 9,300	円 9,800	月	円 18,400	円 20,300	月	円 35,300	円 37,100	月
5,500	5,800	6	9,600	10,600	6	19,100	20,300	3	36,700	38,800	3
5,600	5,800		10,000	10,600		19,800	21,400	9	38,100	40,500	6
5,700	6,000	6	10,400	11,400	6	20,500	21,400		39,600	42,200	6
5,800	6,000		10,800	11,400		21,200	22,600	6	41,100	44,400	9
5,900	6,300	6	11,200	12,300	6	22,000	23,800	9	42,700	44,400	
6,050	6,300		11,600	12,300		22,800	23,800		44,300	46,600	3
6,200	6,800	6	12,100	13,300	6	23,600	25,000	3	45,900	48,800	6
6,400	6,800		12,600	13,300		24,400	26,200	6	47,500	51,000	9
6,600	7,400	6	13,100	14,300	6	25,300	27,500	9	49,100	51,000	
6,900	7,400		13,600	14,300		26,200	27,500		50,700	53,200	3
7,200	8,000	6	14,100	15,300	6	27,300	28,900	3	52,300	55,400	
7,500	8,000		14,600	15,300		28,400	30,300	6	53,900	55,400	
7,800	8,600	6	15,100	16,300	6	29,500	32,000	9	55,500	57,600	
8,100	8,600		15,600	17,300	9	30,600	32,000		57,300	60,000	
8,400	9,200	6	16,300	17,300		31,700	33,700	3	59,100	62,400	
8,700	9,200		17,000	18,300	3	32,800	35,400	6	60,900	62,400	
9,000	9,800	6	17,700	19,300	6	33,900	37,100	9			

附則別表第三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員で旧俸給月額が7,500円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
円 6,400	円 7,100	月
6,600	7,600	6
6,900	7,600	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

附則別表第二 税務職俸給表の適用を受ける職員で旧俸給月額が9,300円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
円 6,200	円 6,400	月
6,400	7,000	6
6,600	7,000	
6,900	7,600	6
7,200	7,600	
7,500	8,200	6
7,800	8,200	
8,100	8,800	6
8,400	8,800	
8,700	9,400	6
9,000	9,400	
9,300	10,000	6
9,600		

附則別表第四 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円 6,900	円 7,400	月	円 11,600	円 12,800	月 6	円 19,800	円 21,600	月 9	円 32,800	円 34,200	月
7,200	8,000	6	12,100	12,800		20,500	21,600	3	33,900	35,800	
7,500	8,000		12,600	13,800	6	21,200	22,800	9	35,300	37,400	3
7,800	8,600	6	13,100	13,800		22,000	22,800		36,700	39,000	6
8,100	8,600		13,600	14,800	6	22,800	24,200	6	38,100	40,600	6
8,400	9,200	6	14,100	14,800		23,600	25,600	9	39,600	42,200	6
8,700	9,200		14,600	15,800	6	24,400	25,600		41,100	43,800	6
9,000	10,000	6	15,100	15,800		25,300	27,000	3	42,700	45,400	6
9,300	10,000	3	15,600	16,800	3	26,200	28,400	6	44,300	47,000	6
9,600	10,800	9	16,300	18,000	9	27,300	29,800	9	45,900	48,600	6
10,000	10,800	3	17,000	18,000		28,400	28,800		47,500	50,200	6
10,400	11,800	9	17,700	19,200	6	29,500	31,200	3	49,100	51,800	6
10,800	11,800	6	18,400	20,400	9	30,600	32,600	6	50,700	53,400	6
11,200	11,800		19,100	20,400	3	31,700	34,200	9	52,800		

附則別表第五 海事職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円 5,400	円 5,600	月	円 8,100	円 8,800	月 6	円 13,600	円 14,800	月 6	円 22,800	円 23,800	月
5,500	5,800	6	8,400	8,800		14,100	14,800		23,600	24,800	
5,600	5,800		8,700	9,400	6	14,600	15,800	6	24,400	25,800	3
5,700	6,100	6	9,000	9,400		15,100	15,800		25,300	26,800	3
5,800	6,100	3	9,300	10,200	6	15,600	16,800	3	26,200	27,800	3
5,900	6,100		9,600	10,200		16,300	17,800	6	27,300	28,800	3
6,050	6,500	6	10,000	11,000	6	17,000	18,800	9	28,400	29,800	
6,200	6,500		10,400	11,000		17,700	18,800		29,500	30,800	
6,400	7,000	6	10,800	11,800	6	18,400	19,800	3	30,600	31,800	
6,600	7,000		11,200	11,800		19,100	20,800	9	31,700	33,800	6
6,900	7,600	6	11,600	12,800	6	19,800	20,800	3	32,800	34,800	3
7,200	7,600		12,100	12,800		20,500	21,800	6			
7,500	8,200	6	12,600	13,800	6	21,200	22,800	9			
7,800	8,200		13,100	13,800		22,000	23,800	9			

附則別表第六 教育職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間
円 6,900	円 7,400	月	円 12,600	円 13,800	月 6	円 22,800	円 23,600	月	円 41,100	円 42,800	月
7,200	8,000	6	13,100	13,800		23,600	25,200	6	42,700	44,400	
7,500	8,000		13,600	14,800	6	24,400	26,800	9	44,300	46,000	
7,800	8,600	6	14,100	14,800		25,300	26,800	3	45,900	47,600	
8,100	8,600		14,600	15,800	6	26,200	28,400	6	47,500	49,600	3
8,400	9,200	6	15,100	15,800		27,300	30,000	9	49,100	51,600	6
8,700	9,200		15,600	17,000	6	28,400	30,000	3	50,700	53,600	6
9,000	9,800	6	16,300	17,000		29,500	31,600	6	52,300	55,600	
9,300	9,800		17,000	18,200	3	30,600	33,200	9	53,900	55,600	
9,600	10,800	9	17,700	19,400	9	31,700	33,200		55,500	57,600	
10,000	10,800	3	18,400	19,400	3	32,800	34,800	3	57,300	60,000	
10,400	11,800	9	19,100	20,800	9	33,900	36,400	6	59,100	62,400	
10,800	11,800	6	19,800	20,800	3	35,300	38,000	9	60,900	62,400	
11,200	11,800		20,500	22,200	9	36,700	39,600	9			
11,600	12,800	6	21,200	22,200		38,100	39,600				
12,100	12,800		22,000	23,600	6	39,600	41,200				

附則別表第七 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間
円 6,050	円 6,300	月	円 10,400	円 11,800	月 9	円 18,400	円 19,800	月 3	円 31,700	円 33,800	月
6,200	6,800	6	10,800	11,800	6	19,100	20,800	9	32,800	34,800	3
6,400	6,800		11,200	11,800		19,800	20,800	3	33,900	36,300	6
6,600	7,400	6	11,600	12,800	6	20,500	21,800	6	35,300	37,800	6
6,900	7,400		12,100	12,800		21,200	22,800	9	36,700	39,300	9
7,200	8,000	6	12,600	13,800	6	22,000	23,800	9	38,100	40,800	9
7,500	8,000		13,100	13,800		22,800	23,800		39,600	42,300	6
7,800	8,600	6	13,600	14,800	6	23,600	24,800		41,100	43,800	6
8,100	8,600		14,100	14,800		24,400	25,800	3	42,700	45,300	6
8,400	9,200	6	14,600	15,800	6	25,300	27,000	3	44,300	46,800	3
8,700	9,200		15,100	15,800		26,200	28,200	6	45,900	48,300	3
9,000	9,800	6	15,600	16,800	3	27,300	29,400	6	47,500	49,800	3
9,300	9,800		16,300	17,800	6	28,400	30,600	9	49,100	51,300	3
9,600	10,800	9	17,000	18,800	9	29,500	31,800	9	50,700	52,800	3
10,000	10,800	3	17,700	18,800		30,600	31,800				

附則別表第八 教育職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間
円 6,050	円 6,300	月	円 10,000	円 10,600	月	円 17,000	円 18,300	月	円 28,400	円 30,000	月
6,200	6,800	6	10,400	11,400	6	17,700	19,300	6	29,500	31,200	3
6,400	6,800		10,800	11,400		18,400	20,300	9	30,600	32,400	3
6,600	7,400	6	11,200	12,300	6	19,100	20,300	3	31,700	33,600	3
6,900	7,400		11,600	12,300		19,800	21,300	9	32,800	34,800	3
7,200	8,000	6	12,100	13,300	6	20,500	21,300		33,900	36,000	3
7,500	8,000		12,600	13,300		21,200	22,300		35,300	37,200	3
7,800	8,600	6	13,100	14,300	6	22,000	23,300	3	36,700	38,700	3
8,100	8,600		13,600	14,300		22,800	24,300	6	38,100	40,200	3
8,400	9,200	6	14,100	15,300	6	23,600	25,300	9	39,600	41,700	3
8,700	9,200		14,600	15,300		24,400	26,400	9	41,100	43,200	3
9,000	9,800	6	15,100	16,300	6	25,300	26,400		42,700	44,700	3
9,300	9,800		15,600	17,300	9	26,200	27,600		44,300	46,200	
9,600	10,600	6	16,300	17,300		27,300	28,800	3	45,900	47,700	

附則別表第九 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間
円 6,600	円 7,200	月	円 11,600	円 12,600	月	円 20,500	円 21,500	月
6,900	7,700	6	12,100	13,500	9	21,200	22,500	3
7,200	7,700		12,600	13,500	3	22,000	23,500	6
7,500	8,300	6	13,100	14,500	9	22,800	24,500	9
7,800	8,300		13,600	14,500	3	23,600	24,500	
8,100	8,900	6	14,100	15,500	9	24,400	25,500	
8,400	8,900		14,600	15,500	3	25,300	26,700	3
8,700	9,500	6	15,100	16,500	9	26,200	27,900	3
9,000	9,500		15,600	16,500		27,300	29,100	6
9,300	10,200	6	16,300	17,500	3	28,400	30,300	6
9,600	10,200		17,000	18,500	6	29,500	31,500	6
10,000	11,000	6	17,700	19,500	9	30,600	32,700	6
10,400	11,000		18,400	19,500		31,700	33,900	6
10,800	11,800	6	19,100	20,500	6	32,800	35,100	6
11,200	11,800		19,800	21,500	9	33,900		

附則別表第十 技能労務職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間
4,900	5,100	月 6	6,900	7,200	月	12,100	12,700	月	21,200	22,300	月
5,000	5,100		7,200	7,700	3	12,600	13,300		22,000	22,900	
5,100	5,200		7,500	8,200	6	13,100	13,900	3	22,800	24,100	6
5,200	5,300		7,800	8,200		13,600	14,500	3	23,600	24,700	
5,300	5,400		8,100	8,700	3	14,100	15,100	6	24,400	25,900	3
5,400	5,500		8,400	9,200	6	14,600	15,700	6	25,300	26,500	
5,500	5,600		8,700	9,200		15,100	15,700		26,200	27,700	3
5,600	5,700		9,000	9,700	3	15,600	16,300		27,300	28,900	3
5,700	5,800		9,300	9,700		16,300	17,500	3	28,400	30,100	3
5,800	5,900		9,600	10,300	3	17,000	18,100		29,500	30,700	
5,900	6,200	3	10,000	10,900	6	17,000	18,700				
6,050	6,500	6	10,400	10,900		18,400	19,300				
6,200	6,500		10,800	11,500	3	19,100	19,900				
6,400	6,800	3	11,200	12,100	6	19,800	20,500				
6,600	7,200	6	11,600	12,700	6	20,500	21,700	6			

附則別表第十一 技能労務職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間
4,900	5,100	月 6	7,200	7,500	月	13,100	14,900	月 3
5,000	5,100		7,500	7,800		13,600	14,400	
5,100	5,200		7,800	8,100		14,100	15,200	6
5,200	5,300		8,100	8,400		14,600	15,700	6
5,300	5,400		8,400	8,700		15,100	16,200	6
5,400	5,500		8,700	9,000		15,600	16,700	3
5,500	5,600		9,000	9,300		16,300	17,200	
5,600	5,700		9,300	9,600		17,000	18,200	3
5,700	5,800		9,600	10,000		17,700	18,700	
5,800	5,900		10,000	10,400		18,400	19,200	
5,900	6,100		10,400	10,800		19,100	20,200	3
6,050	6,300		10,800	11,200		19,800	20,700	
6,200	6,500		11,200	11,600		20,500	21,700	6
6,400	6,700		11,600	12,400	3	21,200	22,200	
6,600	6,900		12,100	12,800		22,000	23,200	3
6,900	7,300		12,600	13,600	6	22,800	23,700	

行きますと、これまでとかく政府がこ
ろい改正をいたしますときには、国
家公務員のことはよく考えるが、ど
うも地方公務員のことを忘れてしまつて
おつたといふふなこともあって、地
方財政計画をいよいよ組むという場合
に、いつも大騒動が起るというふうなこ
とがありますので、政府の原案により
ましてやりました場合に、地方公務員
といひましては、これは大体下半
期というふうな何つておられますし、あ
まり大した数字でもなかつたと思いま
すが、明年から私は相当な金額になる
のじゃないかと思ふのであります。特
に下の方を底上げするのであります
から、貧弱な市町村にこの重圧が大い
にかかつてくるわけでありまして、そ
ういふふうに考へて参りますと、大蔵省
当局等におかれましては、この法案の
審議と並行されまして、もとより十分
地方財政のことについてもお考えをい
ただいておるものであると私は考へて
おりますが、どうでございますか。こ
の計画で行きまして、来年、再来年地
方財政にどれくらいの影響を及
ぼすか、そしてまたそれについて
は、大蔵大臣とされましては、責任を
持つてこの地方財政計画の中に織り込
むお考えであらうと思ひますが、その
点をはつきりこの場で説明をしていた
だきたいと思ふ次第であります。

○池田国務大臣 地域給につきまして
の政府の考へ、また内閣委員会のお考
へも聞いておられますが、昭和三十三年
度におきましては、大体今御審議願
いしました予算でまかない得るのではない
かと思ひます。三十三年度以降につき
ましては、自治庁長官もおっしゃるよ
うに、金額が出ましよう。その必要な

額は、三十三年度以降の財政計画のも
とになるものでございますから、これ
は当然考慮しなければならぬ問題でござ
います。

○中井委員 当然考慮するといふお話
であります。これは御案内の通り地方
財政はここ数年赤字でございまして、こ
ういふ問題、大体五十億ある
いは百億といふふうな金になるのでは
ないかと思ひますが、それを現在の地
方税の制度あるいは現在の地方交付税
の制度、現在の地方財政に関する財政
制度の率では、口で言うべくして現実
は非常に困難であらうと思ふのであり
ます。従いまして、これを地方公務員
にも実施をするといふことになりまし
と、どうしても地方交付税の税率を引
き上げをするとか何とかいふ具体的
な改正がなければ、私はなかなか困難
であらうと思ひますが、その点につ
いての大蔵大臣の見通しを一つ伺つてお
きたいと思ふのであります。

○池田国務大臣 四、五年前から昨年
ぐらいまではなかなか地方財政も困難
でございました。しかし一般経済界の
好況によりまして、地方財政もだんだ
ん健全化しつつあるものであります。昭
和三十三年あるいは三十四年になりま
すと、地方財政におきましては相当
の税収入の増加等が期待されますの
で、私はそういう点と兼ね合せて昭和
三十三年あるいは三十四年を考へたい
と思ひます。

○中井委員 今の大蔵大臣の御答弁は
非常に表面はいいようであります。が、
地方財政が去年、ことしにかけてだん
だんよくなつてきたことも事実でござ
います。しかし一方、現実の面とし
て、果してしからば地方自治体はいわ

ゆる一般的な行政水準に達するよう
な仕事をしておるかどうか。毎年々々猛
烈な首切りもやつております。道路も
住宅もあつとも思ふようによくなつて
おりません。いわゆる行政水準の面か
ら見ますと、私はとうてい大蔵大臣の
いうような樂觀的な考へ方をするわけ
には参らないと思ふのであります。従
いまして、あなたは非常によくなつた
とおっしゃるが、それならば現実に
は、昭和二十九年、三十年等の決
算を見ますと、赤字がなくなつたかと
いうと、いや、赤字のふえ方が減つた
という程度でありまして、ちつとも現
実ににはなくなつておりません。ことし
あたりも税収入を七億も自然増収を
見ておりますけれども、それ自体にも
問題がある。特にその七億といふのは
大都市、大府県に集まつてしまいま
して、今回底上げをいたしますような
中小の貧弱な都市あるいは農村に参り
ますと、依然として神武景気は素通り
をしておる。こういう面から見ます
と、どうしてもそう樂觀はできないと思
ふのであります。その点について重ね
て大臣の所見を伺つておきたいと思
ふのであります。

○池田国務大臣 地方財政が健全化し
つつあることは、中井さんもお認め下
さつたようでございますが、しかし、
それでは赤字が全然なくていけるかと
いうと、まだそこまでは参つておりま
せん。私の見通しでは、御承知の通り
今年七百億の地方財政での自然増収が
ございます。また地方交付税も相当ふ
えて参ります。国の財政のふえ方より
も、地方財政の方が昭和三十三年度は
多いのでございます。私はこういう格
好で行きますと、地方財政は今後相当

伸びていき、歳入は相当ふえると思
へるのであります。ただ問題はお話の
ように、歳入のふえるのが各府県別に
非常に差があることは認めざるを得ま
せん。今後の地方財政の問題では、財
源の不均衡といふことも相当考へなけ
ればならぬ問題だと思ひますが、全体
をいたしましては、今後は地方財政は
相当よくなつてくるものと期待して
おります。

○中井委員 今の大臣のお話もありま
したが、財政に非常に差がありまし
て、この差をどうすればいいかとい
うことが、今地方団体の一番大きな問題
であります。これは単に税制を少々い
じつたところで直る問題ではありませ
んの、どうしてもこれは国家の力に
よつて、中央においてそれをあなばい
するといふ方向で行かなくては私は解
決しないと思ふのであります。そうい
う意味からいいますと、今度の、来年
度から要ります必要経費は、特に貧弱
県に多いといふ面からいまして、私
は国家が何らかの手を打たなければこ
の解決方法はない、かように考へま
すが、その点もう一度重ねて念を押
しておきたいと思ひますが、いかがで
ございましょうか。

○池田国務大臣 各府県の財源の不
均衡といふのは、まず第一やはり税に
よつてやるのが至当だと考へており
ます。税によつてやり得られぬところ
は、また別の観点から考へる必要があ
ると思ふのであります。三十二年度あ
るいは三十三年度法人事業税なんかは
相当上つてくると思ひますが、これが
不均衡のものをなすものでございま
す。われわれは法人事業税について再
検討を加へ、そして法人事業税は少

くなりませんが、法人税は多くなりま
すから、その分を交付税へ入れて、そ
うして全般的に配付する、こういうふう
な考へ方も一つの考へ方だと思ひま
す。これはきまつてはおりませんが、
いろいろ税制につきまして不均衡は正
の方法をとる、そして足らざるところ
はほかの面でまた考へなければなら
ぬ問題だと思ひます。

○中井委員 税制でやるということ
は一応オソドックスな考へ方であらう
と思ひますが、それを四、五年やりま
しても、何とも処置がなくなるところ
まで現実は来たのであります。ことし
七百億の自然増収のごときも、いわゆ
る不交付団体の自然増収が三百八十億
もありまして、その人口三倍でありま
す交付団体には二百二十億くらいしか
ない、こういうことでもあります。大蔵
大臣は税制の専門家はありましよう
が、これまでいろいろおやりになつて
も、どうしても中央に集まつてしま
う、大府県、大都市に集まつてしま
う、これが現実の日本の経済の姿であ
りますから、少々いじつたところでな
かなか解決しない。従つてどうしても
交付税といひますが、そういうもので
調節しなければ解決の方法はつかぬ、
私はかように思ふのであります。こ
の点どうですか。

○池田国務大臣 私は必ずしも直ちに
賛成できません。まだまだやればやり
得ると思ひます。ただ実際問題とし
て、同じ金を分け合ひのでありますか
ら、そこにいろいろな事情や利害関係に
おいて議論はありましようが、裕福な
府県はますます裕福になる。そして貧
困な府県の方は国の財政から出して
いくといふことは、国と地方と一体とし

て考えましたときには、私はよほど考慮しなやならぬ問題だと思ひます。

○中井委員　そういうふうなことになるということは、やはり今の社会組織といひますか、資本主義組織がそのままなつてきたわけでありませうから、これは私は税制ではなかなか解決しないと思ふ。今あなたの御答弁の中にもあつたと思ひます。いじりましたらいいだけ中央の方は富裕になる。それについてもしかしだまだ実際に自治体としてはやる仕事はたくさん残されておられますが、そういうことになりますと、どうしても私は今申し上げましたようなことにならざるを得ないと思ふのでありますが、どうも大臣のこの点に対するお考えは——もとより来年の予算を組むときにいろいろありましようから、今はつきり約束はできないというお考えで、御答弁だろと思ひますけれども、私はどうも納得できません。これだけ一応申し上げて、私の質問を終わります。

○相川委員長　川村議員君。

○川村(維)委員　時間的に制約があるようでありませうから、ごく簡単に一、二の問題をお聞きしておきたいと思ひます。

今中井委員からの質疑の中に出て参りましたが、今度の給与改訂で、政府が万全の措置をとつてもらわなければ、特にこの地方財政の關係においてはまだ大きな混乱が起るんじゃないかといふことを非常に心配いたすものであります。これは御承知のことでありませうが、今までの給与費關係等の推移を見ましても、特に今度の給与改訂については、今申し上げるような心配といふか、感が深くあるわけであり

ます。三十年度の人件費の決算は御承知の通り四千五百五十二億六千九百万円になつております。これは三十年度の計画に比べると、大体当初の計画よりも五百七十億だけ大きな差を示しておるわけでありませう。こういうような年々当初の財政計画、それからその年度の決算においてこのような差異を生じてきておるといふことは、地方財政の運営上好ましくない状況であるといわねばなりません。しかもこの三十年度の決算額を三十一年度の計画に比べてみましても、まだ三十一年度の計画はわずかに四千二百二十七億でありまして、三十年度の決算に及ばない。三十一年度の計画は、三十年度の決算よりも三百二十四億七千万円だけ低く見積つて計画してある。こういうようなことが逐年重なる参りまして、地方財政の運営上、特に給与の關係で非常な混乱を来たしておるといふことが言えると思ひるのであります。三十二年度の計画になりますと、ようやく恩給及び退職料合

わけてみまして四千六百四十九億でありますから、三十年度の決算額を九十六億ぐらひは上回つた計画になつておる。このように三十二年度の計画を見ましても、三十年度の決算より上回つておるのがわずかに九十六億である、こういうことで考えて参りますと、三十年度の決算の実態といふものが三十一年度、三十二年度にそのまゝずれてきておるとは思ひませうけれども、実際の計画と決算といふのは相当食い違つて出てくるのではないかと、こういうことを考えますと、今度の給与改訂については、政府としてはよほど手を打つてもらわなければ、ますますこの開きが大きくなるのではないかと考え

るわけでありませうが、自治庁長官としましましては、今まで私たちの地方行政委員会では、今度の給与改訂についてはできるだけの措置をとつて、いずれの地方団体においてもこの給与改訂に取られぬように措置するといふような決意をもつて答弁していただいておりますが、今度の内閣の小委員会

の結論といふものをお聞きいたしますと、この給与改訂に伴うところの地域給の改訂案が取りまされたようでありませう。この地域給の改訂案の内容によりまして、無級地を大体解消していくといふことでありませう。今年の十月一日から大体無級地については二割の地域給を見ていくことになつておりますが、これには相当財源が必要になつてくるわけでありませう。こういう点についての財源についてどのようにお考えになつておられるか。先ほど中井委員からの質問について、たしかこの点はまだ計数整理をしていくといふことであつたやうでありませうが、この点がはつきりいたさなければ、今度の給与改訂及び地域給の問題等につきましましては、また大きな難関にぶつかるとは思ひます。地方財政がこの辺からまただれていくのではないかと、いふやうなことが考えられるわけでありませう。そこでこの際自治庁長官にまずお聞きいたしたいと思ひますことは、地域給の無級地解消といふやうなことで進んで参りますならば、地方交付税の単位費用の算定に大きな変化があると思ひます。今まで地方交付税は、今年は二六％に引き上げるように提案されておるし、地方の団体の自然増収等も相当あるの

で、これより以上交付税を引き上げる必要はないといふやうなことを、たび

たび言明しておられるのであります。が、こういうやうに給与改訂に伴う地域給の關係で、その単位費用が大きく變つてくるといふことになれば、当然私は交付税の見方を変えていかなくてはならぬのではないかと、思ふのであります。この点について長官の御所見を承わつておきたい。

の二を加えて参りますと、その五分の二に相当する財源、これだけは地方財政計画には織り込んでない、それだけはいけいによることになるわけでございますが、余分に要する部分がどれくらいであるかといふと、大体これに見合ふ程度の数字内外のものではないかと思ひます。これはまだ実は大蔵省の方にも意見を申し上げておらない数字でございますが、大体三十二年度を見ますと地域給に關する限りは、浮き上る金で増となるものを補う、こういうことで地方財政計画には大きな変更、破綻を来たさうにやつていくのではないかと、大体こういう見通しでございます。

○川村(維)委員　今の長官からお答えをいただきました数字等につきましましては、またあらためて地方行政委員会においていろいろ御質疑申し上げたいと思ひますが、この際大蔵大臣に今の問題についてお答えいただきたい。今自治庁長官が言いましたやうに、かりに三十二年度はまかないがついたとしても、三十三年度になりますと、これはどうせ三十三年度の四月一日から三十四年度の三月末まで、まるまる一年間の無級地解消の費用を見なければならぬが、数十億の増を考へなすといふ地方交付税等の算定概念といふものが必要になつてくるのではないかと。今単位費用の計算では、地域給は大体五割で単価を見積つて出しておるやうであります。これはあと大きく變つていくのではないかと私は思ふ。そういう場合には、かりに三十二年度はこのままだといたしましても、三十三年度はこのままだといたさない。そうなり

ますと地方交付税の増加ということが単位費用との関係で出てくると思うのですが、そういう場合には大蔵大臣としてはやはりこういう点を認めて、交付税の増加等に苦心して下さる、こういう見解をお持ちであるかどうか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 先ほど中井さんに御答弁申し上げましたごとく、三十三年度の財政計画の場合に考慮することにしたかと思ひます。

○川村(経)委員 それからこの際、一つ自治庁長官にお聞きしておきたいと思ひますが、地方公務員は国家公務員に比べて給与が高いというところをよく言われた。これは御承知の通り高い地方団体もあるかもしれませんが、一昨年の給与実態調査の結果から見ても、これはそう高いという結論は出てこない。一、二の地方団体には高いところもあるかもしれませんが、全体的には高くないと思ひます。それどころではない。いわゆる地方財政再建等の問題にからみまして、自治庁の指導がよろしかったのかどうか、わかりませんが、非常に地方団体は一生懸命になって給与費等の節約に努力した。ちよと先ほど私も申し上げましたように、数字で見ても、三十三年度の給与費の決算額と二十九年度の決算額とを比べてみると二百七十六億の差がある。ところが二十九年度は二十八年度に比べて六百三十三億の増加になっておる。また二十八年度は二十七年に比べて六百五十五億の増加である。しかし三十年度は二十九年度に比べて二百七十六億の増加になっておる。これは例の〇・二五の増

加があったり、あるいは生徒児童の増加に伴うような問題がありました。二百七十六億に押えられたということ、地方自治団体がいかにか一生懸命になつていろいろな人件費の節約をやつたか、あるいは首切りをやつたかもしませんが、こういうことに努力したかという一つの証左だと思ひます。わけでありまして、こういうことを考へて参りますと、大体三十年、三十一年の二カ年については、地方公務員の昇給のストップとか延伸とかが行われておるといふようなことを考へて参りますと、これは国家公務員に比べて決して私は高くないと思ひます。むしろ高くないどころか、延伸とかストップを食つて低くなつておるといふような状態、今度の給与の改訂に臨むわけでありまして、こうして不当に切り下げられておるような面について、自治庁長官としてはどういふふうにやろうとお考へになつておるのか。いわゆる切り下げられた部分は、元の形、国家公務員並みに復元して、その上にこの改訂をやつていくというようにお考へになつておるのかどうか。そのところが公務員の問題としては非常に重要だと思ひますが、一つ率直にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○田中(経)大臣 御意向に沿わない答へをする結果になつて言いくいのでありますが、しかし率直に申し上げますと、地方公務員の給与が高いということをよく言ひますが、これは間違ひであります。大蔵省もよく存じております。それで、一、三のところと仰せになります。二十数カ所、三十カ所ぐらゐの地方団体は、これだけを取り上げると給与はべらぼうに高いのです。特

に大府県が高く、もつと極端なのは大都市が高い。こういう意味で一部のところでなく相当なところにおいて思ひ切り高いところがあるという実情であります。そこで今、だんだんと昇給の延伸をしたり改訂のストップをしたりして苦勞しておるじゃないかというお言葉をいただきましたが、そういう苦勞をしていただくとお考へはどういふところかというところ、国家公務員の給与の単価と比べて高いところについて、その努力が現に払われつつある。特に重要なことは、国が赤字の再建団体として指定をいたしましたものについて、特に給与の高いところが苦心をして、おるといふ結果、お言葉のごとく地方公務員の特に高いところが低くなるわけでありまして、地方公務員全体として平均いたしましたところ、漸次給与の単価が低くなつておるといふことで、目下高いところもだんだん平均の単価に接近しつつあるよい傾向になつておる。これがまことに気の毒なことであるとは、実は言いくいのであります。が、考へてはならない。まことに公平なよい結果ではなからうかというように考へては持つておるわけでありまして、この点が答へとしてはまことに申し上げにくいわけでありまして、そう考へております。従つてこのたびの給与の改訂、ベース・アップについては、一体どういふ考へ方に立つてやるのかというお言葉であります。以上申し上げましたような経過を経て最近はいふ傾向になつておりますので、過去の給与改訂分のストップしております分をもう一度復活する、昇給の延伸をしております分をもう一べん復活する、改訂の復活、そして昇給の復活ということ

を過去にさかのぼつてやりたいということはお考へておられぬわけでごさいます。大へん理屈を言うようになっておそれ入りますが、このたびの改訂は、改正になります給与法の実施をいたします実施時を標準にいたしまして、これに改訂を加えようという考へ方でございます。過去にさかのぼつた分までこのたびは考へようというふうに考へてはいいないわけでありまして、のみならず、お尋ねのないことではあります。が、さらに目下苦心を重ねております大都市、大府県等の給与単価の高いところ、またすつかり落ちつておりますので、もう一段とこれを引き下げることに努力をする。しかしその努力のいたし方は、給与改訂をストップしたり、それから昇給を延伸するというところで単価を低くしようという努力は、今後においてはやらさない。どういふやらし方をするかというところ、主としてこれは新陳代謝によつて、高い俸給をもらつておる古い人で、家庭の事情のよい人について引退をしていただいで、単価の安い、頭のいい人を入れて、能率を上げながら単価を落す、こういう努力によつてならしていきなさいと思ひます。従つて結論を申し上げますと、このたびは過去にはさかのぼらぬ、赤字の府県といえども現在も押えまして、ここで六・二%の改訂、それから四%の昇給、この限度は国家公務員に、でき得る限り右へならえをさした、現在を基準にして右へならえをさしたい、過去にはさかのぼらない、こういう方針とお考へ願ひたいと思ひます。

○川村(経)委員 大へんたくさんお答へをいただきましたが、今の点につきまして、ましては、いろいろとこまかい点は地方行政委員会でお尋ねいたしたいと思ひます。最後に、時間ありませんので、大蔵大臣の御所見をお聞きして、私の質問を終りたいと思ひます。今度の給与改訂については、これは三十二年度といわず、三十三年度といわず、相当な財源を必要とすると思ひます。私たちが思つておられます。この処置をうまくやらなければ、せっかく軌道に乗つた地方財政の建て直しがまたくずれていくのじゃないか、こういうことを思ひますが、そういう点について大蔵大臣の御努力を願ひなければならませんが、よく私たちは地方におりまして、あるいは一般の人から、どうも大蔵大臣は地方財政に冷淡である、どうも愛情がないというふうなことを盛んに聞くわけ。そういうことは何が原因してゐるか申しますと、それは本年度の公債費対策の問題であるとか、基地交付金の問題であるとか、そういう幾つかの問題が、自治庁の考へ方が、大蔵省の手によつて大きく押えつけられてしまつたということから、そういう世論というが、大へん大臣の立場が悪くなつておるやうなことを聞くのです。おそらく私は、大蔵大臣と田中自治庁長官の地方財政政策に対する御意見は食い違つていないと思ひますが、そういうような点が取りざたされております。この点について、今後とも大蔵大臣として地方財政についてどのような御所見をお持ちであるか、この際一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 財政は、国の財政も地方の財政も、みんな国民全体の財政

でございますので、そこに厚薄のありようはないのでございます。しかし大蔵大臣は金を出す役でございますから、えてして、国、地方を思いながら金を出ししづらきと、評判が悪くなることは、これはもう職掌柄やむを得ないことではあります。私は何ら厚薄をつけようとは思いません。ただいわずに国民全体のために、そうして国の発展のために、こういうことで進んでおるのでございまして、今年の地方財政の問題につきましても、やはり全部閣議の決定を経ましてやっておる次第でございます。石橋、岸内閣の考え方が如実に現われておるのであります。ただ大蔵大臣はそれを作ります場合に一応の試案を出すという程度でございまして、全部閣議決定によってやるのでございまして。繰り返して申し上げますが、国と地方の財政は国民、国家のものでございまして。厚薄をつけようという気持は毛頭ございません。

○相川委員長 門司亮君。

○門司委員 再三同僚が聞かれておりますので、ごく簡単に二、三の点をお聞きしておきたいと思ひます。一つは、今度の給与改訂の表の中で、多少地方公務員法との間に疑義を持つ点がありますので、この点を一応ただしておきたいと思ひます。それは御承知のように、地方公務員法におきましては、政令で特に単純な業務に雇用される一般職の身分について規定がございまして、これと今度新しくできようとする俸給表との間には当てはまらぬものができて参りますのと、それから一方は一般職になり、あるいは船に乗っておるような諸君は、海事関係といひますか、それらの職にこれが編入されると

いうようなことになる。ところがそのほかに技能者の中にも、小使さんであるとか、あるいはその他の洗たく婦であるとか、掃除婦であるとかいうようなもの、あるいは自動車の運転手の諸君であるとか、交換手の諸君であるとかいうものが、二つに分れて入っている。ところがさつき言ひますように、公務員法の施行令を見て参りますと、これらのものが一つになつて書かれております。従つて地方公務員の方は、もしこの給与法がそのまま地方に適用されるということになりますと、やはり地方公務員法の改正が必要になつてきませんか。地方公務員法全体の改正ではありませんが、例の一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令の改正が当然必要になつてきませんかというところが考えられるのでございまして、政令の改正を必要とするかしないかという点について、どなたからでもよろしゅうございしますから、一応御答弁を願ひます。

○田中國務大臣 現在のところ、一号表、二号表の関係は、技能者関係だけのものとどまつてくるように改正が行われると思ひます。そういう関係から、この政令の改正はやらなくても行けるのではないかと、こういう考え方で来ておるのであります。

○門司委員 どうもその解釈は私はおかしいように聞えるのですがね。なるほど地方公務員と国家公務員とはおのれの別の法令で処置しておるので、それでいいと言へば言えるのです。改正しなくてもいいとあるいは言えるかも知れぬ。しかし少くとも国が新しいという給与法を出してきて統一をしよという考えから、地方の公務員の

諸君はまたそれに準すべきであると考へて参りますと、やはりこの政令と合せておいた方が、私はこの法律の建前から申しましても、取扱ひから申しましても、すつきりするといふように考へるのであります。この点はここでこれ以上聞く時間が長くなりますし、意見の相違といふことになるかと思ひますが、私どももいたしましては、単純労働の中で、当然行政職の第一表に掲げるものはやはり行政職として取扱うべきである、技能職に属するものは技能職に属すべきであるといふような形で、政令の改正がこの際必要になつてくるというように考へるのであります。それはそれでこれ以上議論はいたしません。

その次に問題になつて参りますのは、地方公務員は、御承知のように国家公務員と違ひまして、給与の支給に對して非常に大きな相違が実はございまして、長い間昇給してないところ、あるいは昇給の延伸をしておるところ、場合によりましては当然昇給すべきものをその自治体に交付するといふ形でも返上されていくといふようなものがございます。それからまた昇給については、辞令だけ受け取つて実賃金は上つていないといふようなものもございまして、これらのものをこの給与改訂の際に一体どう処置するかという点であります。これは給与改訂をなさるといふ形で出て参りますに、国家公務員がこゝろで出て参りますにおきましては、私どもの考え方といたしましては、まず地方公務員の今日当然受くべきものであつた昇給の差額、あるいは延伸されておるといふようなもの、さつき申し上げましたような

令だけを受け取つておるといふようなものが一応正常な姿に戻されて、その上で給与改訂は当然行われるべきものであると考へておるが、この点について一体大臣はどう考へになるか。

○田中國務大臣 大へんむずかしい問題でございまして、今お話しのある問題でございまして、今一つ正確に私の手元においてつかみかねておるのであります。しかし実際はお説をいたしましたような、形式上と実際の給与の内容が違ふといふような実態が、全国の貧弱市町村において、ことに貧弱町村においてあるやに聞き及ぶわけでありまして、そこで先ほどお答えを申し上げました、過去にさかのぼらないのだという言葉に行き届かない点がございまして、一言つけ加えて申し上げますと、過去にさかのぼつてまでは処置をしないのだという考え方は、特に単価の高いところについて延伸なり改訂の努力をしておるところ、ことに赤字団体であつて赤字計画に載せておるといふようなところにおいて、そういう方針をとつていきたいというところを、いろいろさつき申し上げたわけでありまして、今お話しのような貧弱町村において名実異なるような実態があるといふ場合におきましては、これにつきましてもの処置は将来において実態をよくつかましました上で考へていきたい。しかし将来の話じやない、現在の改訂に際してはどうするか、こゝろにお言葉になりますと、現在の形式上の給与の実態といふものに基準を置きまして、国家公務員に右へならえをする、こゝろの方針を一応とらしていくほかに仕方がないのではないか。しかしそれが実態に合わざ

る分は将来その財源をどういふふうに見てやるかという考え方によつて処理をしていく以外には道がないのではなからうか。しかし何にいたしましても、そういう実態がある以上は相当なる増収の考へられる三十二年度以降におきましては、こゝろの給与の問題はまず何をしておいても解決をしていかなければ申しわけのない点である、こゝろのよう考へております。

○門司委員 これは給与改訂を勧告されました人事院に一つお聞きをしておきたいと思ひますが、今田中大臣の答弁であり私の質問した通りでありまして、地方には従来受けるべき権利があり、また受けなければならなかつた給与の昇給がストップされたところあるいは延伸が行われたり、さらに何らかの形で返上するといふような形あるいは寄付をするといふような形で、実質的にはその給与を受けていない諸君がたくさんあります。田中大臣は今形式的と申されましたが、私はこゝろのものを形式的で済ますわけにはいかぬと思ひます。少くとも給与改訂をして地域差をなくしようといふ、根本的の改正をされようとお考へになつておる政府は、当然これはあるべき姿に戻した上で、この改訂が行われるということが労働者にとっては当然の権利だと思ひます。人事院はこれに對してどういふふうにお考へになりますか。

○淺井政府委員 地方公務員につきましては人事院は所管外でございまして、その点は発言を差し控へたいと思ひます。

○門司委員 人事院がそういうことで逃げられるといふことは、私はけしからぬと思ひます。とにかく人事院として

は、国家公務員であらうと地方公務員でありましょとも、所管が国家公務員であるからといって——もし国家公務員でこいういものがあつたらどうされる。幸いにして国家公務員にはこいういものはあまりありませんから問題はありませんが、地方公務員を見てこらんない、そこらじゅうたくさんありますよ。そしてこの額はかなり大きな額に上りますよ。地方の自治体が貧弱であつて、赤字であるといふことで、当然受くべき給手を受けないで公務に携つておる気の毒な地方公務員の諸君がたくさんあります。これを給与改訂に当つて、形式上という田中大臣の言葉は、どつちの形式かわからぬのであります。だから私はあなたに聞いておるのであります、人事院としての立場から、それならもし国家公務員でこいういものがあつたらどう処置をされますか。

○淺井政府委員 国家公務員については現実にさういふ状態はないと思つております。またわれわれ政府委員といひまして、国会法上國務大臣を補佐する立場で発言するほかはないのでありますから、國務大臣の御発言を批判することはできません。

○門司委員 国家公務員は知つておるが、地方公務員にはさういふものがあるかもしれないが、それは人事院としては考へておらないといふ、あるいは大臣の補佐をするのがわれわれの役目だといふお言葉でございますが、地方公務員に対する国の一つの機関であり、ことに国の給与関係を担当される責任者としてのお言葉としてはあまりに冷酷過ぎると思ふ。少くともこいう問題については、働く者が働いて当

然受くべき報酬ですから、これが地方の実情で受け得られなかつたといふものについて給与改訂をしようといふときには、やはりこれをもとに戻しておきませんと、これが基礎になりますと、今まで満足に受けておつた者とまた格段の開きが出てくるのであります。これを一体どこで調整するかといふことであります。だから考へ方としては、やはりあるべき姿に戻して給与の改訂を行うといふことが正しい姿であらうといふことくらいはあなたにも言えると思ふのです。どうなんです。やはりこれは言えませんか。

○淺井政府委員 私の個人的発言としては御同意に存じます。

○門司委員 ただいま人事院総裁の個人的御発言もございましたが、この発言がたゞ個人のことでございまして、一応正しいとすることがよろしいかと私は思ひます。そつとなつて参りますと、これに要します財源は、ここに一応三十三年度において四億、あるいは次年度において幾らという数字がずつと出ておりますが、これだけではなかなかこれをまかない切れるものではないと考へる。従つて、そこで当然これ以上の財政措置を要求することになるかと思ひますが、これについて大蔵大臣は何かお考へがあつたら、一つこの際はつきり聞かせておいていただきたいと思ひます。

○池田國務大臣 俸給の昇給停止をしたりいろいろなことをやつておることは御存じの通りであります。そういう方々を今回の機会に直ちにもとに戻すかといふことは、自治庁長官が一般の地方公務員より非常に高い俸給を得ておる者につきまして、今後考へるとい

うようなことを先ほどから言つておられました、それと同じような問題で実情に沿つてだんだんよくしていくよりはかになんと思ひます。こいういふ点は今後の状況を見まして、私は検討いたしたいと考へております。

○門司委員 これは現実の問題でありまして、これから先に給与を改訂してこいういふことを申されておられますが、今度の給与改訂でさういふ答弁はなかなか困難だと思ふ。なぜかといひますと従来の昇給期間は六カ月ですけれども、今度はこれを一年に延ばしておるでしよ。さうするとこの調整といふことは技術上非常に困難になります。だからおやりになるかわからぬが、この問題は非常に困難性が伴つてくる問題でありますので、私は特にこのことを聞いておるのであります、大蔵大臣のさういふ答弁だけでこの際承認をするわけには参りませんから、念のために労働大臣に聞いておきますが、労働行政の立場から見ても、さつき淺井さんにお聞きをいたしましたように、労働者が当然受くべき給手を受け得なかつたといふものについて、やはり給与改訂その他の措置をする場合には、これがあるべき姿に戻すといふことが、労働行政の立場として正しい立場であると思へるが、労働大臣はどうお考へになりますか、もう一度念のために聞いておきたい。あなたは大蔵大臣ですから、人事院総裁とは違ひますから、はつきり言つて下さい。

○松浦國務大臣 自治庁長官からお答えになりましたように……

○門司委員 労働大臣としてははなはだ不本意であるし、かつ、こいうこ

とを申し上げますと怒られるかもしれないが、労働行政をつかさどつておる、労働者に対するサービス省として、あなたの省はサービス省ですから、行政庁として権力官庁ではないのですから、サービス省の大臣であるあなたがさういふ冷淡なことを言われると——労働者に対するサービス行政とは何かといふことになる、労働者に対するサービスの一番大きなものは、給与以外には、労働者の問題としてまだほかにもいろいろ待遇の問題があるかもしれないが、これが生活を維持する根拠であります。この給与の問題に対して政府がいまいな態度をとつておるといふことは、とりもなおさず労働者に対するきわめて冷淡な態度と批判されてもやむを得ないでしよ。それを一体労働大臣は是認されますか。私は今日の地方財政が行き詰まつておることから来ておりますこの現状を見て、これをしからしめた原因その他を、今ここで議論しようとは思ひませんが、現実にあるのでありますから、一つ労働大臣としては、この際地方公務員のさうしたものであります、やはり正常な姿に引き戻すことが正しいのだといふことくらいは、ここで答弁してもらひませんか、このまま引き下げるわけには参りません。

○松浦國務大臣 基本的な考へ方として、働く者に対する報酬を適正に払ふことは当然のことではあります、この問題は行政庁の問題でありますから、自治庁のお答えになつたように考へております。

○門司委員 もうこれ以上議論しても——時間があまりないやうであります

すから、時間だけは守りたいと思ひますが、私もさつき申し上げましたように、技術的にこれを変えていこうといふことは少し困難だと思ひます。今田中さんも労働大臣も池田大蔵大臣も同じやうなことで、池田さんは将来は考へていとお話でございますが、将来考へて参りまして、昇給の期間がずつと延びて参りますと、それを調整することはますます困難が出てくると思ふ。これが續まるなら調整は案であります。そこで、この問題を一挙に解決するといふことは非常に至難であります。しかしどんなことがあつても、この問題だけは解決をしようと思ひます。当然受くべき報酬を受けなかつたといふことでありますから、労働者が非常に気の毒であります。従つて、この際さういふ点はどうか十分考慮していただきたいと思ひます。

最後に、私は池田さんにもう一つ聞いておきたいと思ひますが、今申し上げましたやうな、ここに考へられておりますやうな財源処置以外に、かなり大きな財源処置を要するであらうといふことは、今申し上げましたものが一つの問題であり、先ほど川村委員からも申しましたやうに、給与の実態といふものと財政計画といふものとが非常に大きな開きを持つておる。こいう問題をずつと考へて参りますと、これに対する財源処置といふものはかなり大きなものが必要になつてくると思ひますが、この財源処置に対して、国のこつちの一つの行政上の変更をなさいます場合における責任は、やはり国がある程度背負つていただきたいといふことは、地方の自治体からいへば私

は当然だと思ひます。従つて、かつて昭和二十七年にありましたような、あるいは二十九年にありましたような国の給与改訂に伴う当然増額分というものが、地方の起債、地方の借金でまかなわれて、それが今日財政上の大きなガソリンになっておるといふような不手ぎわなことは、私はこの際ぜひ慎しんでもらいたいと思ひます。従つて、大蔵大臣から、これに要します費用については、国が責任を持つて財政処置をするといふことは、はっきりした御答弁を、一つここでいただければ私は幸いだと思ひますが、この点どうですか。はつきり聞かしていただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 国が責任を持つてゐるいは地方が責任を持つてゐる、こゝういふ考え方には私は必ずしも賛成できない。先ほど申し上げましたように、国も地方も同じような考え方で行くべきだ、これで行つておるのでございます。従ひまして、公務員の給与の引き上げにつきましても、予算上は六・二%を国家公務員のみならず地方公務員につきましても考えまして、国の方では大体百五十六億、地方の方は二百二十億必要、こゝう計算で地方財政を組んでおるのでございます。しこゝして、今回の地域給の問題につきましても、先ほど来申し上げておりますように、地方でどうしてもまかなえない場合には、これは国と地方と両方の責任でございます。そゝういふ考え方で三十二年度は大体まかなつていけるだらう。三十三年度につきましても、地方の財政状況あるいは国の財政状況を考へて、お互ひに一つの気持になつてやるべきである、こゝういふ気持でおるのであります。

○門司委員 これ以上押し問答いたしません、今池田さんは、国と地方が一つの気持になつてやるべきだといふことのお考えを発表されましたが、池田さんは一体いつごろからそゝういふお考えになつたのか。今までずっと池田さんのとつてきた態度と処置を見ますと、私はどういふことは申し上げませんが、たとへばずっと古い昔のことを考へてごらん下さい。昭和二十四年に交付税は三三・一四であつたものが、あなただけに一六・二九までに切り下げられたでしよう。そのときの地方の負担はどうなつていますか。四百四十億といふものが財政計画から落ちてゐるでしよう。これから地方財政の赤字はどんどんふえてきておるのであります。あなたはそゝういふ処置をおやりになつておる。国と地方が同じといふ考え方なら、なぜこれを今までどうつて来られたのですか。数字を言へといふなら、昭和二十四年からずっと一々申し上げましようか。かりに三三・一四が生きていたとすれば、地方財政にどういふ影響があつたか、数千億に上るでしよう。そゝうして国が一銭も公債を発行しない。地方債にそゝういふ処置をとつて押しつけてきたことが、今日の地方の一般財政の面で五千二百六十億という赤字を出しておる、公債を持つておられます。これに公共事業債を入れてごらん下さい。六千五、六百億になるでしよう。あなたは国と地方と同じ立場で考へるといふなら、地方財政をもう少し見たらいいじゃないですか。元利の支払だけでも、こゝしは七百六十億支払わなければならぬ。七

百億の増収があるといふけれども、借金の支払だけでも足りません。国は借金の支払いについて何もやつておられない。こゝういふ財政処置を今まで講じておいて、今この場になつて、国と地方と一体になつて、ものを考へなければならぬといふことを今お気づきになつたとすればお過ぎる、これは考へとしては足りないと思ひます。これがかりにこの場限りの答弁だとすれば、ごまかしといふことになりません。あなたがほんとうに国の財政と地方の財政が一体になつて考へるべきだといふお考えであるならば、地方財政に負担し切れない分があるとするならば、国の制度が変つたときには、当然国がこれを見てやるという心持がやほりこで発表されなければならぬと思ひます。このことは、数字はあなたの方が詳しいからおそく御存じでしよう。だからそゝういふふうには不親切な答弁でなくして、私は過去にあった実例を申し上げまして、今度の問題でどうして足らない分があるならば、やはり国が地方の借金になるようなことをしない。で、国の財政処置でまかなつていく。交付税をふやすこともできるでございませうし、あるいはたばこ消費税を地方へもう少し配分する処置もできるでございませうし、私はいろいろ方法があると思ひます。そゝうすることによつてのみ、初めて国と地方との財政を国が平等に考へて見ていくといふことが私は言へると思ひます。口先だけで国も地方も一体であるといふような考え方をもちになつておつたところで、見てごらん下さい、三十三年度に当然地方で使つべき三十一年度のあの所得税、法人税の増収の分、三十二年度に百億使つてしまつてしまつてしまつて、こゝういふごまかしが行われてゐる。大蔵省

からいわせれば三十三年度に使つべきものを三十二年度に使つて、交付税を地方に交付したからそれ以上責任はないといわれるかもしれない。しかし、政府がそゝういふ処置をとらなければならぬほど、地方財政は今日行き詰まつておられます。ですから当然この場合も、私は、具体的に地方交付税を上げろとか、あるいはたばこ消費税をふやさないといふことは申しませんが、大臣の意見としては、国で責任を持つて処置するといふことぐらいは、こゝで御答弁願へるはずだと思つておりますが、もう一度念のために聞かしていただきたいと思います。

○池田国務大臣 私の考へに変わりはございせん。昔からそゝういふ気持でやつておるのでございます。ただ地方の財政につきましても、大蔵省としては昔のように監督権も何もないのであります。一応数字を集めまして、地方、中央の財政計画を立て、閣議決定において施行いたしておるのであります。こゝして数多い地方財政におきまして非常に裕福なところも、貧困のところも出て参ります。そゝういふ結果を見まして、徐々にそれを直そうとしておるのであります。中央と地方との考へ方、地方をまづ子にして、中央だけ考へるといふようなことはいたしておりません。ただ結果において、地方の収入その他にこゝこがこゝがあつて、そゝうして困る府県あるいは自治体が出れば、それを徐々に直していこうといふのが、これからやろうとしてゐる考へ方でございます。別に私は昔から考へ方を変えたわけじゃございせん。それから最近の、三十二年度に三十一年度の交付税を使う。これは交付税

法から当然くることございまして、三十三年度の先食いとかなんとかいふ気持ではございせん。三十三年度におきましては、なお三十一年度におきまする自然増収がまた相当出てくることと私は期待いたしておるのでございます。

○門司委員 私も、あとの質問者がございませうから、これ以上お聞きいたしません。いずれまた私の方の委員会でも承りまして、この点はよく大臣と御相談いたしたいと思ひます。この段階ではもう大臣とけんかしてゐる段階ではなくなつております。地方は真剣ですよ。ほんとうに地方の自治体を同じように考へておると言われるけれども、国には公債が出てきて、その借金の埋め合せで増税をみな食つても間に合はぬといふ状態です。それで国と地方とを同じに考へてゐるといふのはおかしいと思ひます。だからこゝうこの点につきましても、財政処置について十分政府で考慮してもらいたいといふことを申し上げておきます。時間もありませんので、私の質問は一応これで終らしていただきます。

○相川委員長 加賀田進君。恐縮でございませうが、なるべく時間をとらないように、簡単にお願いいたします。

○加賀田委員 実は田中長官が答弁した中で、少し疑問の点があります。こゝら、その点を明らかにしていただきたと思ひます。今川村委員の質問に答へて、今度の地域給の廃止に伴つて浮いてくる財源が、全国で約八億ないし九億ある、それから無級地に本年約二%ですか、暫定手当を充てると、大体は同じ財源になつて、地方財政計

面としてはあまり変りがないではないか、こういう答弁でありました。しかし、それで財源処置は、全般的な地方財政の財源の総額としては変更がないかもしれないけれども、これは各市町村単位に基いてこういう廃止をするとか、あるいは現在の給与に基く暫定手当というのに移行するという形になつて起つて参りますので、市町村においては財源的な不足が起つてくる、全国でそういう八億ないし九億の財源が浮いてくると言われますけれども、それは交付団体も不交付団体も全部合せて浮いてくるのではないかと思ひます。そうしますと、大体不交付団体というのは東京とか大阪とか、四級地で非常に職員の多いところですが、ところが財源が浮いても、お前のところは財源が浮いたから交付団体へ回せというわけにいかない。従つて交付財源の中でそれを操作しなければならぬという事になりますと、無級地を二%上げた財源と、交付団体の中で浮いてくる財源とでは大きな違いが出てくる。私の調べたところでは、交付団体の中で、三十二年度約四億近くの財源の必要が起つてくると思ひます。三十三年度は四十億、三十四年度は五十八億ということになっておりますけれども、来年、再来年は別として、当面本年度約四億以上の、地域給の廃止によつて新たな財源が必要になつてくると思ひのであります。そういうことで、交付団体の交付金だけで操作するということは不可能だと思ひます。そうしますと、他の財源を削らなければならぬという事が起つてくる、ここに本年度の地域給廃止に基いて財源をどうするかということが当面の問題だと思ひ

ます。だから長官の当初に説明された浮いてくるもので必要な財源を、ほばまかなうことができるだろうというようなの大きな考えでは、地方財政は困る問題が起きてくると思ひます。この点をどうするかということでありま

それから大蔵大臣として御答弁いただきましたと思ひます。これは再三三われの同僚が申し上げましたが、そういう場合に四億ないし五億、財源不足が本年度起つた場合は、大蔵大臣としては親切に地方財政を見るかどうかという事を、もう一度私は答弁をいた

にこれ以上お世話にならなくとも、現在の財政計画の中においてやれる。それはどうしてやるのかという、これは交付税の配分においてもこれが完全にやれる、こういう考えであります。交付税の配分において足らざるところは補つて、それらの個々の市町村の不足分を補うことができる。これは十分にできる見通しでございます。三十三年以降においてはさらに穴があいてくるといふことは、これは財政計画は勢い違ひわけでございます。そういうことでござい

○田中事務大臣 お説のような場合も考え得ると思ひます。ただ八億ばかり浮くのである。それで埋めるのだ。それで充當するのだという考え方は、浮きます分で埋めるといふのは、むしろ交付団体の場合について言えると思ひますが、主として交付団体間の計算をいたしまして、不交付団体の場合はなかなかできにくいものだから、しっかりと資料に基いて交付団体の分について計算をいたしまして、先ほど申しましたような結果になる、大体そういう見通しになるという事でござ

○加賀田委員 そこは私の計算と大臣の現在までの調査とは相当食い違つておる。もし交付団体間において浮いてくるのとトントンでよろしいという見通しであれば、現在の財政計画において私は操作できると思ひます。

それから労働大臣と人事院の方にお尋ねいたしたいと思ひますが、御存じのように地域給は勤務地が変更されると勤務地についておつたわけ。今度これが廃止されまして、暫定手当という事になりますと、勤務地ではなくて個人にずつとついていくことになつてくる。そこで問題になりますのは、人事異動に大きな問題が起つてくるのではないかと思ひます。たとえばゼロ級地から四級地へ行く、四級地からゼロ級地へ行くという場合に、個人にそういう暫定手当がつきますと、同じ機を並べて同じ仕事をしていながら、一方は暫定手当をもらつて一方は賃金同一労働という原則がここに破れるという問題が起るのではないかといふ懸念がするのですが、その点はどう

○松浦國務大臣 勤務地によつていくのでありますから、暫定手当の支給は従来と同じように勤務地につくものとは私は考へております。

○加賀田委員 ではどれほどの――私内閣委員でないで、詳細にはまだ承知してないのでありますが、そうすると名称が異なつただけであつて、実質的には従来の地域給とあまり変りないような方法で支給されるわけでありま

○松浦國務大臣 その通りであります。

○加賀田委員 丁解いたしました。

○相川委員 他に質疑の通告もありませんので、これにて質疑は終了いたします。

これにて本連合審査会は散会いたします。

午後零時八分散会